

仕 様 書

1 有害大気汚染物質測定調査

(1) 目的

北河内 4 市リサイクルプラザ敷地内における有害大気汚染物質（総揮発性有機化合物（以下、「TVOC」という。）、アルデヒド類）の測定調査を実施し、周辺環境への影響を把握する。

(2) 試料採取地点

ア 北河内 4 市リサイクルプラザ敷地境界（以下「敷地境界」という。）

イ 活性炭吸着装置出口（以下「チャンバー室」という。）

ウ 1 階処理棟作業場（以下「1 階作業場」という。）

エ 3 階処理棟手選別作業場（以下「3 階手選別作業場」という。）

〔図 1、図 4、図 5 参照〕

(3) 試料採取予定時期等

令和 7 年 9 月及び令和 8 年 2 月の別途協議した日時とし、敷地境界及びチャンバー室については、連続した 5 日間（24 時間採取 5 回）、1 階作業場及び 3 階手選別作業場については、1 日間（24 時間採取 1 回）とする。

(4) 項目

ア 敷地境界及びチャンバー室

ベンゼン、ジクロロメタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、アセトアルデヒド、ホルムアルデヒド、TVOC（トルエン換算）の 7 項目

イ 1 階作業場及び 3 階手選別作業場

1 項目 TVOC（トルエン換算）

(5) 試料採取方法及び分析方法

試料採取は最新の「有害大気汚染物質等測定方法マニュアル（環境省 水・大気環境局大気環境課、以下、「マニュアル」とする。）」に準拠し、1 日間 24 時間採取する。

表－ 1

測 定 項 目	試料採取方法	分 析 方 法
ベンゼン ジクロロメタン トリクロロエチレン テトラクロロエチレン	容器捕集 (キャニスター法)	「マニュアル」 大気中のベンゼン等揮発性有機化合物（VOC s）の測定方法 容器採取－ガスクロマトグ ラフ質量分析法
T V O C (トルエン換算)		ガスクロマトグラフ質量分析法 質量数 35～300 をスキャンし、得られたピ ークの面積の総和をトルエン相当量に換算す る。
アセトアルデヒド ホルムアルデヒド	固相捕集	「マニュアル」 大気中のアセトアルデヒド・ホルムアルデヒ ドの測定方法 固相捕集－高速液体クロマト グラフ法

2 T V O C検討分析調査

(1) 目的

チャンバー室における、空気中の揮発性有機化合物を構成する物質を把握する。又、T V O C濃度について、ガスクロマトグラフ質量分析法による分析を行い、連続測定機による測定値との相関を把握する。

(2) 試料採取地点

チャンバー室 [図 2 参照]

(3) 試料採取予定時期等

令和 7 年 9 月の別途協議した日時とし、作業時間内に試料採取する。

なお、試料採取は、3 回(3 日)とする。

(4) 項目

ア 容器捕集による試料採取

T V O C (トルエン換算)、イソブタン・ノルマルブタン、
イソペンタン、エタノール他に V O C があれば特定すること。

イ 捕集パックによる試料採取

プロパン、イソブタン、ノルマルブタン

(5) 試料採取方法及び分析方法

表－２

測定項目	試料採取方法	分 析 方 法
ＴＶＯＣ (トルエン換算)	容器捕集 (キャニスター法)	ガスクロマトグラフ質量分析法 質量数 35 ～300 をスキャンし、得られたピーク面積の 総和をトルエン相当量に換算する。
プロパン イソブタン ノルマルブタン	捕集パックにより 直接捕集 (10 r)	ガスクロマトグラフ (熱イオン化検出器法)

※ ＶＯＣを構成する物質は、ガスクロマトグラフ質量分析法で分析

3 悪臭測定調査

(1) 目的

北河内４市リサイクルプラザの敷地境界線における悪臭の状況を把握するため、悪臭防止法（昭和４６年６月１日法律第９１号）第２条第１項に定められた特定悪臭２２物質を測定する。

(2) 試料採取地点

敷地境界〔図３参照〕

(3) 試料採取予定時期等

令和７年９月の別途協議した日時とし、作業時間内に試料採取する。

(4) 項目

悪臭防止法に定められた特定悪臭２２物質

(5) 測定方法

環境庁告示９号（昭和４７年５月３０日）特定悪臭物質の測定の方法

4 作業環境測定（労働安全衛生法に則した測定・分析）

(1) 目的

１階作業場、３階手選別作業場における作業環境の現状を把握する。

(2) 試料採取地点

1 階作業場、3 階手選別作業場内の適切な試料採取地点及び地点数を別途協議します。[図 4、図 5 参照]

(B 測定については、施設の稼働状況による。)

※ 参考 (昨年度の試料採取状況等)

① 1 階作業場 ($18.4\text{m} \times 30\text{m} = 552 \text{ m}^2$)

A 測定 12 点、B 測定 2 点

② 3 階手選別作業場 ($16.0\text{m} \times 17.2\text{m} = 275.2 \text{ m}^2$)

A 測定 9 点、B 測定 1 点

(3) 試料採取予定時期等

令和 7 年 9 月及び令和 8 年 2 月の別途協議した日時とし、作業時間内に試料採取する。

(4) 項目

アセトアルデヒド、ホルムアルデヒド

(5) 分析方法等

作業環境測定ガイドブック 準用

高速液体クロマトグラフ (HPLC) 法

※ ① 労働安全衛生法に準用した測定・分析とする。

② 報告書様式の指定はありません。

③ 比較する基準値等については、受託者で検討してください。

昨年度は許容濃度と比較しています。

5 報告書

(1) 1 回目測定業務

令和 7 年 10 月末日迄に結果報告書を提出すること。

(2) 2 回目の測定業務

令和 8 年 3 月 15 日迄に結果報告書を提出すること。

(3) 1 ～ 3 については、計量証明を添付すること。